

平成15年9月9日

各位

社名 株式会社コロワイド
代表者の 代表取締役
役職氏名 社長 渡辺 順寛
(コード番号: 7 6 1 6 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 野尻 公平
T E L 0 4 5 (3 1 2) 5 9 7 0

スイス・フラン建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成15年9月9日開催の取締役会において、2007年9月30日満期スイス・フラン建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社債の名称 株式会社コロワイド2007年9月30日満期スイス・フラン建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権付社債の
券面の様式及び数量 額面金額50,000スイス・フランの各本社債と本新株予約権 1 個を表章する利札付無記名式新株予約権付社債券360枚。但し、下記 7 .(1)記載のNomura Bank(Switzerland) Ltd.（以下「NBS」という。）の権利の行使により本新株予約権付社債が追加発行された場合、上記360枚と併せて最大400枚。（なお、本新株予約権付社債券の印刷及び引渡があるまで、本新株予約権付社債総額を表章する包括新株予約権付社債券 1 枚を発行する。）
3. 代替新株予約権付社債
券の発行 将来、新株予約権付社債券又は利札の紛失、盗難若しくは滅失の場合に所持人の請求に基づき、適切な証明及び補償を条件としてそれぞれ代替新株予約権付社債券又は利札を発行することがある。
4. 各本社債の額面金額 50,000スイス・フラン（なお、包括新株予約権付社債券の場合には、それが表章する本新株予約権付社債にかかる本社債の額面総額相当額）
5. 本社債の発行総額 18,000,000スイス・フラン及び下記 7 .(1)記載のNBSの権利の行使により追加的に発行される本社債の額面金額合計額の合計額
6. 本社債の利率 未定（今後開催される取締役会において決定する。）

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

7. 発行・募集方法

(1) 募集方法

スイス連邦を中心とする海外市場（アメリカ合衆国を除く。）におけるNBSを主幹事とするその他の買取人（以下「買取人」という。）の総額個別買取引受による募集。なお、NBSには、2003年9月24日正午（スイス時間）までに当社に通知することにより本社債額面金額合計額2,000,000スイス・フランを上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。

(2) 本社債の発行価額

本社債額面金額の100%。

(3) 本社債の募集価格

本社債額面金額の101.625%。

(4) 払込期日及び発行日

2003年9月29日（スイス時間）

(5) 発行場所

スイス連邦チューリッヒ市

8. 本社債の償還方法及び期限

(1) 満期償還

2007年9月30日に本社債額面金額の100%で償還する。

(2) 期中償還

(a) 当社による任意繰上償還

当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内に通知したうえ、2006年9月30日及び2007年3月31日に、今後開催される当社取締役会で決定する償還価額に当該償還日までの未払経過利息を付して、本社債残高全額（一部は不可）を償還することができる。但し、かかる償還が本新株予約権付社債の所持人の重大な不利益にはならないと当社がNBSを了解させた場合に限る。

当社の普通株式の東京証券取引所における30連続取引日の終値が、当該30日間の各取引日に適用のある本新株予約権付社債の転換価額（下記11.(4)(b)に定義される。）の130%以上となった場合、当社は当該30取引日の最終日から15日以内にNBSに通知をし、当該30取引日の最終日から30日以内に30日以上60日以内の事前の償還通知を本新株予約権付社債の所持人に行ったうえ、2003年9月30日以降2007年9月29日までいつでも、本社債残高全額（一部は不可）を本社債額面金額で当該償還日までの未払経過利息を付して償還することができる。

(b) 税制変更による任意償還

社債の要項に定める特約により追加金支払義務を既に有しているか、又は本新株予約付社債の次の利払期日に追加金支払義務を有する旨当社がNBSを了解させた場合は、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえ、2003年9月29日

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

以降2007年9月29日までいつでも本社債残高全額（一部は不可）を下記に定める償還価額に当該償還日までの未払経過利息を付して償還することができる。

2003年9月29日以降2004年3月30日まで	額面金額の102%
2004年3月31日以降2004年9月29日まで	額面金額の101 3/4%
2004年9月30日以降2005年3月30日まで	額面金額の101 1/2%
2005年3月31日以降2005年9月29日まで	額面金額の101 1/4%
2005年9月30日以降2006年3月30日まで	額面金額の101%
2006年3月31日以降2006年9月29日まで	額面金額の100 3/4%
2006年9月30日以降2007年3月30日まで	額面金額の100 1/2%
2007年3月31日以降2007年9月29日まで	額面金額の100 1/4%

（c）株式交換・株式移転による繰上償還

当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前に、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえ、2003年9月29日以降2007年9月29日までいつでも本社債残高全額（一部は不可）を下記に定める償還価額に当該償還日までの未払経過利息を付して償還することができる。

2003年9月29日以降2004年3月30日まで	額面金額の102%
2004年3月31日以降2004年9月29日まで	額面金額の101 3/4%
2004年9月30日以降2005年3月30日まで	額面金額の101 1/2%
2005年3月31日以降2005年9月29日まで	額面金額の101 1/4%
2005年9月30日以降2006年3月30日まで	額面金額の101%
2006年3月31日以降2006年9月29日まで	額面金額の100 3/4%
2006年9月30日以降2007年3月30日まで	額面金額の100 1/2%
2007年3月31日以降2007年9月29日まで	額面金額の100 1/4%

（d）本新株予約権付社債の所持人による繰上償還の請求

本新株予約権付社債の所持人は、2006年9月1日から2006年9月15日までの期間にその所持する全部又は一部の本新株予約権付社債の新株予約権付社債券を償還権行使の請求書に付してNBSに預託することにより、2006年9月30日に、今後開催される当社取締役会で決定する償還価額に当該期日までの未払経過利息を付して当該本社債を償還することを当社に対して請求できる。かかる償還を請求した本新株予約権付社債の所持人は、償還日の8営業日前の日の銀行営業終了時（スイス時間）までに、本新株予約権を行使しない限り、償還日に本新株予約権を放棄したものとみなす。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

(e) 債務不履行等による強制償還

本社債の元利金の支払遅滞、その他本新株予約権付社債の要項に記載の一定事由が発生し、NBSが本社債の期限の利益喪失を当社に通知した場合、当社は本社債残高全額を額面金額に未払経過利息を付して、当該通知受領より15日後に、それ以前に当該事由が治癒されない限り償還しなければならない。

(3) 買入消却

当社又は当社の子会社は、スイス中央銀行の規則に従って、いつでも本新株予約権付社債を買取人を介して買い入れることができ、当社は、買い入れた又は引き渡された本新株予約権付社債をNBSに引き渡して消却することができる。当社の子会社は、買い入れた本新株予約権付社債を当社に引き渡して消却することができる。かかる消却をする場合、消却された本新株予約権付社債に付せられた本新株予約権は同時に放棄される。

9. 利息の支払方法及び期限

2003年9月29日から利息は発生し、初回は2004年3月31日に2003年9月29日から2004年3月31日までの分を支払い、以後は2007年9月30日まで毎年3月31日及び9月30日に各6ヶ月分の利息をそれぞれ後払いする。

10. 本社債に係る担保又は保証

本社債には担保又は保証はこれを付さない。

11. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

- (a) 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。
- (b) 本新株予約権付社債の所持人が本新株予約権を行使した場合に、発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）すべき当社普通株式の数は、当該本新株予約権付社債の所持人による本新株予約権の行使請求にかかる本社債の額面金額（50,000スイス・フラン）の合計額を下記の固定為替換算レートでスイス・フランから円に換算し、その金額に対し、下記(4)(b)により決定される転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権行使の際に生じる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。なお、固定為替換算レートは今後開催される当社取締役会において決定する。
- (c) 本新株予約権が行使された場合に交付すべき当社普通株式の総数は、本社債の額面金額の総額を固定為替換算レートでスイス・フランから円に換算し転換価額で除した数を上限とし、当初の上限株式数については今後開催される当社取締役会で固定為替換算レート及び転換価額を決定するに伴い決定する。

(2) 本新株予約権の総数

360個及び上記7.(1)記載のNBSの権利の行使により追加的に発行される本社債の額面金額合計額を50,000スイス・フランで除した個数の合計数

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

- (3) 本新株予約権の発行価額
無償とする。
- (4) 本新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額
- (a) 本新株予約権1個の行使に際して払い込みをなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。
- (b) 各本新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき1株当りの額(以下「転換価額」という。)は以下のとおりとする。

() 転換価額

未定(今後開催される取締役会において決定する。)

() 転換価額の調整

転換価額は、当社が本新株予約権付社債発行後、当社普通株式の時価を下回る金額で新たに普通株式を交付する場合には、次の算式により調整される。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & \text{交 付} & \times & \text{1株当り払込金額} \\ & & & & \text{株式数} & & \text{又 は 譲 渡 価 額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行} & + & \frac{\text{既発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}} \\ \text{転換価額} & & \text{転換価額} & & \text{株式数} & & \text{1株当り時価} \end{array}$$

(なお「既発行株式数」には当社が自己株式として有する当社普通株式は含まれない。)

また、転換価額は、株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付与されたものを含む。)の発行、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オーナー・プラン、インセンティブ・プランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。

- (5) 本新株予約権の発行価額及び本新株予約権行使に際して払い込みをなすべき額の算定理由
未定(今後開催される取締役会において決定する。)
- (6) 本新株予約権行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 代用払込に関する事項
本新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額の全額の払い込みがなされたものとし、かつ本新株予約権が行使された際には、かかる請求がなされたものとみなす。
- (8) 本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組み入れない額
本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組み入れない額は、当該発行価額より資本に組み入れる額を減じた額とする。資本に組み入れる額は、当該発行価額に0.5を乗じ、その結果、1円未満の端数を生じるときはその端数を切上げた額とする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

(9) 期中に本新株予約権の行使があった場合の取り扱い

期中の本新株予約権の行使により交付された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、下記(10)に定める本新株予約権効力発生日の属する配当支払期間（毎年3月31日及び9月30日に終了する各6ヶ月間をいう。）の期初に行使があったものとみなしてこれを支払う。

(10) 本新株予約権の行使請求期間

2003年10月13日から2007年9月14日の銀行営業終了時（スイス時間）まで。但し、本社債が上記8.(2)(a)(b)(c)に定めた事由に基づき償還された場合は、当該償還日に先立つ8営業日目の日の銀行営業終了時（スイス時間）までとする。また、当社が上記8.(2)(e)に定めた事由に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合、期限の利益喪失時点で行使期間は終了する。上記いずれの場合も、2007年9月14日より後に本新株予約権を行使することはできない。本新株予約権行使請求は、NBSの本店に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託された日の午後11時59分（スイス時間）に本新株予約権の行使の請求があったものとみなされ、したがって、本新株予約権行使の効力は、かかる時刻、すなわち日本時間では翌暦日に発生し、同暦日を本新株予約権行使効力発生日とする。

(11) 本新株予約権行使請求受付場所（新株予約権行使代理人）

スイス連邦チューリッヒ市所在のNBSの本店

(12) 本新株予約権の消却事由

本新株予約権の消却事由は定めない。

12. 上場

該当事項なし。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

(ご 参 考)

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

手取金概算額1,492百万円(N B S の追加買取権が全額行使された場合には1,660百万円) について、新規出店のための設備資金に充当する予定です。

(2) 業績に与える見通し

新規出店のための設備資金に充当することにより、売上並びに収益の増加を見込んでおります。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化の為に、内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は配当の決定にあたっては、上記基本方針に基づく決定をしております。

(3) 過去3決算期間の配当状況等

	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期
1株当たり当期純利益	63.82円	23.17円	22.80円
1株当たり配当額	5.00円	5.00円	10.00円
(内1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)
実績配当性向	7.8%	21.6%	43.9%
株主資本利益率	20.1%	9.6%	9.5%
株主資本配当率	1.6%	2.1%	3.8%

注)1. 平成14年3月期から自己株式を資本に対する控除項目としており、また、1株当たり各数値(配当額は除く)の計算については発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

2. 平成15年3月期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

3. 株主資本利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

4. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

(4) 過去の利益配分ルールへの遵守状況

該当事項はありません。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

３．その他

(１) 潜在株式による希薄化情報等

平成15年3月期（直前決算期）における潜在株式調整後の1株当たり当期純利益は21.43円となります。

なお、転換価額、固定為替換算レートが未定のため、今回のファイナンスを実施することによる潜在株式比率については、算出しておりません。

(２) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

行われたエクイティ・ファイナンスの状況

2006年9月30日満期スイス・フラン建転換社債型新株予約権付社債

・発行総額	20,000,000スイス・フラン
・発行日	2002年6月10日
・転換価額	当初811.99円
・新株予約権付社債残高	14,750,000スイス・フラン（平成15年8月末時点）
・行使率	26.25%

過去3年間及び直前の株価等の推移

	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
始 値	2,780 円 □1,497 円	1,450 円	810円	835円
高 値	2,830 円 □1,540 円	1,580 円	968円	979円
安 値	1,820 円 □1,485 円	600 円	760円	810円
終 値	2,250 円 □1,490 円	832 円	831円	950円
株 価 収 益 率	23.3 倍	35.9 倍	36.4倍	-

(注)1. 平成16年3月期については、平成15年9月5日現在で表示しております。

2. 当社は、平成11年10月13日に日本証券業協会に株式を店頭登録し、平成12年10月13日に東京証券取引所市場第二部に株式を上場しておりましたが、平成14年9月2日に東京証券取引所市場第一部に上場しております。

3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を1株当たり当期純利益で除した数値であります。

4. □は、株式分割による権利落後の株価を示しております。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。